

特別養護老人ホームおのえ荘 重要事項説明書

(指定事業所番号 0291000032号)

特別養護老人ホームおのえ荘（以下、「おのえ荘」という）はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

園のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 柏友会 |
| (2) 法人所在地 | 青森県つがる市柏桑野木田若宮 255 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0173-25-2115 |
| (4) 代表名氏名 | 理事長 成田英世 |
| (5) 設立年月日 | 平成 5年 7月 15日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
地域密着型介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

おのえ荘は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|------------|---------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム おのえ荘 |
| (4) 施設の所在地 | 青森県平川市猿賀池上 100 番地 3 |
| (5) 電話番号 | 0172-57-3293 |

(6) 施設長氏名 長尾 奈緒美

(7) おのえ荘の運営方針

施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとします。

(8) 開設年月日 平成23年12月15日

(9) 利用定員 29人

3. 居室の概要

居室(多床室)	室数	設備	設備
1人部屋	29室	静養室	一般浴室
合計	29室	医務室	特殊浴槽室
		相談室	個室浴室(2室)
		共同生活室(3室)	機能訓練回復室

※ 居室の変更について：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により各担当者及びご家族様との協議によりその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際には医師からの指示が最優先となります。それ以外はなるべく、利用者様・ご家族様と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉主事任用資格	1名		従事者及び業務の管理
介護職員	介護福祉士 初任者研修	8名 2名	4名	入浴・排せつ・食事等の 日常生活上の世話
生活相談員	介護支援専門員	1名		日常生活相談・処遇の企画
看護職員	正看護師 准看護師	1名 1名		保健衛生並びに看護業務
医師			1名	健康管理及び療養指導
栄養士	栄養士	1名		献立作成、栄養指導
調理員		4名	4名	調理
事務員		1名		事務全般

5. 提供するサービスと利用料金

おのえ荘が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食 事；おのえ荘では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
(食事時間) 朝食；8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～
- ② 入 浴；入浴又は清拭を週2回行います
- ③ 排 泄；排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 健康管理；医師や看護職員が、健康管理を行います。

〈サービスの利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

〈基本施設サービス費(ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費)〉

ご利用者の 要介護度	単位	利用料金	1日当たりの負担金		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	682単位/日	6,820円	682円	1,364円	2,046円
要介護2	753単位/日	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護3	828単位/日	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護4	901単位/日	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	971単位/日	9,710円	971円	1,942円	2,913円

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	220円	22円	44円	66円
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
外泊時費用加算	246円/日	2,460円	246円	492円	738円
居宅サービスを利用した時	560円/日	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算	30単位/日	300円	30円	60円	90円
退所前訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	400単位/日	4,000円	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	500単位/日	5,000円	500円	1,000円	1,500円
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	100円	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	400円	40円	80円	120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	500円	50円	100円	150円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			14%		

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 令和6年8月1日から

(日 額)

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費			
			ユニット型個室	三食			
生活保護受給のかた		段階 1	880円	300円			
世帯全員 が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた						
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以 下の方				段階 2	880円	390円
	非課税かつ本人年金収入 等が80万円超120万円以下				段階 3 ①	1,370円	650円
	非課税かつ本人年金収入 等が120万円超	段階 3 ②	1,370円	1,360円			
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	2,066円	1,445円			

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。
(サービスの概要とご利用料金)

○実費請求分

- 1) 特別な食事
- 2) レクリエーション、クラブ活動費用
- 3) 理容
- 4) インフルエンザ予防接種費用等
- 5) ドライクリーニング費用
- 6) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で
ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の
実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給
付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

7) ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、
市外遠方の病院への通院や入院時にはご家族の付き添い、介
護タクシー等をお願いする場合があります。

(3) ご利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい（１ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

1. 金融機関口座からの自動引き落としによる
2. 指定金融機関への振り込み
3. 施設窓口でのお支払い

(4) 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族等へ連絡いたします。

主治医

医療機関の名称	健生病院 竹内一仁
所在地	青森県弘前市扇町二丁目2番地2
診療科	内科

6. 施設を退所いただく場合

おのえ荘との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、おのえ荘との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合②おのえ荘が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合④おのえ荘が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ご利用者から退所の申し出があった場合<ol style="list-style-type: none">1) おのえ荘から退所の申し出を行った場合 |
|---|

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者からおのえ荘の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、おのえ荘を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②おのえ荘の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④おのえ荘もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤おのえ荘もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥おのえ荘もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、おのえ荘が適切な対応をとらない場合

(2) おのえ荘からの申し出により退所して頂く場合

以下の事項に該当する場合には、おのえ荘から退所いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失によりおのえ荘又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

おのえ荘をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合で、医療的処置を要せずに退院された場合には、再びおのえ荘に優先的に入所できるよう努めます。また、おのえ荘が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者がおのえ荘を退所する場合には、利用者の希望によりおのえ荘はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7.身元引受人等について

- (1)おのえ荘では契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2)身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3)身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ)利用契約が終了した後、おのえ荘に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ロ)民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

8. 苦情の受付について

(1) おのえ荘における苦情の受付

おのえ荘における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）〔生活相談員〕 山内東子
- 苦情解決責任者 〔園長〕 長尾奈緒美
- 第三者委員 社会福祉法人柏友会監事
- 受付時間 24時間365日

※苦情受付ボックスをおのえ荘の玄関に設置しています。

(2) その他苦情受付機関

青森県国民健康保険団体連合会

○所在地 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル4F

○受付時間 8:30～16:45

(電話番号) 017-723-1336

平川市役所 介護保険係

○所在地 青森県柏木町藤山25番地6

○受付時間 8:30～16:45

○電話番号 0172-44-1111

青森県社会福祉協議会（運営適正委員会）

○所在地 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F

○受付時間 8:30～16:45

○電話番号 017-723-3039

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 1階建て

(2) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔デイサービスセンターおのえ荘〕

平成25年6月1日指定 第0271000150号 定員15名

〔有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅おのえ荘〕

平成20年10月1日開設 定員58名

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供におけるおのえ荘の義務

おのえ荘は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦おのえ荘及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

おのえ荘のご利用にあたって、おのえ荘をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、衣類、日用品、テレビ等以外は原則として持ち込むことができません。不明な場合はご相談ください。

(2) 面 会

面会時間 9：00～17：00 事前予約

※ 時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、面会にはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月7日間といたします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○おのえ荘の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内は全面禁煙です。喫煙はできません。

6. 損害賠償について

おのえ荘においておのえ荘の責任によりご利用者に生じた損害については、おのえ荘は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、おのえ荘の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

- おのえ荘は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- おのえ荘は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 身体的拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 管理者 長尾奈緒美
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 衛生管理等

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していきます。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 非常災害対策

- (1) 火災報知器・屋内消火器等消防法に定められた設備を完備しています。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 年2回、併設施設との総合防災訓練、消火訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームおのえ荘
施設長 長尾 奈緒美 印

説明者氏名 生活相談員 署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 _____ 印

代理人住所

氏 名 _____ 印

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームおのえ荘
施設長 長尾 奈緒美 印

説明者氏名 生活相談員 署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 _____ 印

代理人住所

氏 名 _____ 印